

## 八代市立保育園民営化等計画見直し素案の考え方

### 1 計画年次の変更

第 1 期計画	平成 <u>25</u> 年度～平成 <u>29</u> 年度
第 2 期計画	平成 <u>30</u> 年度～平成 <u>34</u> 年度（平成 27 年度に策定予定）

### 2 対象となる保育所

- ①八代市立保育園 14 園のうち、民営化や統廃合を実施する保育所は、就学前児童数や施設設備の状況、地域バランスなどを勘案して判断します。
- ②一部の保育所は拠点保育所として存続します。

#### ※拠点園（存続する保育所）とその役割

拠点保育所では、保育の実施や保護者の子育て支援という本来の保育所の役割に加えて、保育内容に関する事例の調査研究を積極的に行うなど、保育における相談窓口となり、拠点保育所周辺の民間保育所と連携を行います。

- ①公立保育所は、保育士同士の横断的な協力体制を構築できることから、保育に関わる事例研究や保育技術の情報交換、研修システムの確立などを率先して行い、そのノウハウを民間保育所と共有しながら、市全体の保育サービスの向上に努めます。
- ②公立保育所は、特別な支援を要するこどもの保育が必要になったときや、急激な保育環境の変化への対応するためのセーフティネットとしての役割を果たします。

### 3 民営化の方法

#### ○移管先

- ①市内および市に隣接する市町村において、児童福祉事業（保育所運営）に良好な実績のある社会福祉法人や学校法人
- ②市内の保育士養成の実績や保育所運営のノウハウを有する学校法人、NPO法人、及び社会福祉法人やNPO法人を新たに設立しようとする保育の経験者や当該地域関係者、また、八代市社会福祉協議会も含めます。

#### ○移管先の募集

公募により行います。

#### ○移管先の選定

移管先の選定にあたっては、保護者代表や地域代表者を含めた「選定委員会」を設置します。その選定委員会で作成する「選定条件」に基づき、公平に選定し、必要に応じて責任者への面接や保育現場の視察等を行います。

#### ○土地・建物の取り扱い

移管する保育所の土地・建物は、原則として有償譲渡とします。  
譲渡価格は、該当保育所の土地・建物の不動産鑑定評価を行い、その評価額を基本に設定します。

## ○移管にあたっての条件

・運営移管を受けた法人は、これまで当該保育所が果たしてきた公立保育所としての役割を尊重し、保育所独自の行事の継承に努め、地域に根ざした保育所づくりに寄与するものとします。

・運営移管を受けた法人は、当該施設を保育所として継続運営します。

ただし、社会状況の変動により、運営内容の変更、法人の事情による運営譲渡、廃止等を行う場合は、市の承認を得なければならない。

## 4 統廃合の方法

## ○選定基準

統廃合を実施する保育所は、入園児数の推移、地域の出生数や就学前児童数の状況等を把握し、近隣に受け入れ可能な認可保育所があり、下記の条件のいずれかを満たすこととします。

①小学校校区内に、公立保育所が2ヶ所以上ある場合

②入園児童数が20名を下回った場合

## ○中山間地への対応

中山間地においては、出来るかぎり「分園」などの方法で継続できるようにします。

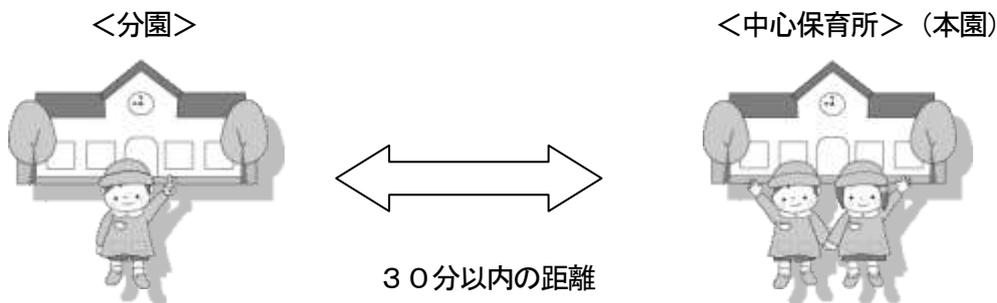
しかしながら、入園児童が10名を下回る状態が続くと見込まれる場合は、統廃合の検討を行います。

## ○園舎等の跡地利用

統廃合を実施した後の園舎等の利活用については、当該地域と協議することとします。

**分園とは**

保育所分園とは、本体となる保育所（中心保育所）とは、離れているものの一体的に運営される小規模の保育施設を言います。



- ・分園の規模は30人未満。
- ・児童福祉施設最低基準に規定する職員の配置（常時2名以上の保育士を配置する）や、施設の面積要件などは本園と同じように適用。
- ・本園の園長が分園の園長も兼ねる。